

平成29年第10回

美里町農業委員会定例総会議事録

第10回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年10月25日(水)午前9時30分から午前11時25分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(0名)

なし

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 買受適格証明願について
- 第3号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第6号議案 町長の権限に属する事務の委任について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年10月事業報告について
2. 平成29年11月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成29年第10回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、これより第10回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名させていただきます。</p> <p>6番後藤幸太郎委員、7番高橋繁廣委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、10月20日に農家相談を実施しております。担当の委員の方より報告をいただきます。</p>
鈴木龍一委員	<p>農家相談日につきまして、10月20日、渡邊会長と伊藤雄一委員、私、鈴木の3名で対応いたしました。</p> <p>相談件数は1件ございました。相談者は●●●●さんという方で、高齢になったので水田を誰かに頼みたいが、自分が動けるうちは作業をしたいので、1筆くらいは残したいとのことでした。来年の作付けまでには時間があるので、少し考えてみてはどうかと助言したところ、今年中には結論を出すということとなりました。</p> <p>以上です。</p>

議長

ご苦労さまでございました。

議長

続きまして、2番、使用貸借権の合意解約による通知について、3番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、4、利用権設定の合意解約による通知について、一括で事務局より説明願います。

事務局

（報告事項2、3、4について議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

以上、報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。なしということによろしいですか。

（なしという声あり）

議長

報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、次第の5番、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。また、農地法第3条調査等についてもあわせて説明願います。

事務局

（第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

それでは、10月13日に農地保全委員会を実施しております。高橋繁廣委員長より報告をいただきます。

高橋繁廣委員長

農地保全委員会は今月も、伊藤雄一委員、三浦淳子委員、そして委員長である、私、高橋の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地局長、高橋次長の計7名により10月13日（金）に現地調査を行いました。

第1号議案、番号36について、現地は青生地区の●●に位置しております。番号36の奥に●●●の農地があり、ここを●●●●●すれば農作業の利便性が良くなることから、特に問題は見当たらず許可相当と見てき

ました。以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

ただいま事務局の説明と保全委員会の報告が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議をいたします。質疑ございませんか。18番高橋健一委員。

高橋健一委員

18番高橋です。報告にはありませんでしたが、この最低見積価格ということはどういうものですか。積算の根拠はどういうものなのか、お聞きしたいと思います。

議長

休憩します。(9:53)

議長

再開いたします。(9:54)

事務局、答弁願います。

事務局

18番高橋健一委員の質問にお答えします。

この見積価格につきましては、●●●●●●●●が担当でございますので、来月総会で根拠について回答したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長

18番高橋健一委員、よろしいですか。

高橋健一委員

はい。

議長

それでは、そのほか質疑ありませんか。質疑なしということでよろしいですか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第2号議案、買受適格証明願については原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第3号議案について審議をいたします。

初めに議案番号186番から議案番号215番までの30議案について審議をいたします。質疑ありませんか。18番高橋健一委員。

高橋健一委員

18番高橋です。議案番号●●●●から●●●●までについて、面積もいろ

いろいろあり、利用権の金額の種類も3種類に分かれているようです。また物納も1件ありまして、その場所により参考貸借料とでもいうか、いわゆる小作料はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

議長

高橋建一委員、町としての参考貸借料の設定の関係ですね。
事務局、答弁願います。

事務局

18番高橋建一委員の質問にお答えします。

●●●番から●●●番までですが、譲渡人は町外の方で、この貸借料あるいはその他を見ますとこれは美里町で定めている金額ではなく、各々の市町村で定めている金額を適用されているようです。もっとも美里町の小作料の金額も参考貸借料となっておりますので、美里町と比較するとやや低いという印象はあるかもしれませんが、この金額で譲渡人の方、譲受人の方、双方合意の上で契約したということになりますので、金額は低いかもしれませんが、お互い合意したという金額ですので受付をいたしました。

以上でございます。

議長

高橋委員よろしいですか。18番高橋委員。

高橋建一委員

この地域には参考貸借料はあるのですよね。

議長

事務局答弁願います。

事務局

美里町の参考貸借料としては特にこの地域は幾らというふうには定めて
ございません。町外の方ですので、住所地の市町村の金額を適用し、契約
したと思われま

以上でございます。

議長

高橋健一委員、よろしいですか。

高橋建一委員

はい。

議長

そのほか質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認めます。

続きまして議案番号186番から215番までの30議案について採決をいたします。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号216番から議案番号219番までの4議案について審議をいたします。審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(10:15)

議長

再開します。(10:16)

議長

議案番号216番から219番までの4議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(10:17)

議長

再開します。(10:18)

議長 第3号議案、農用地利用集積計画書審議については34議案全て賛成です。原案のとおり許可とし、町長に報告いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第4号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、10月13日農地保全委員会にて現地の確認調査を実施しております。高橋繁廣委員長より調査結果について報告をいただきます。

高橋繁廣委員長 第5号議案、番号17について、現地は北浦地区の●●に位置してお

り、転用目的は資材置場の設置です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号18について、現地は不動堂地区の●●●に位置しており、転用目的は一般住宅及び作業場の建築、そして駐車場の設置です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地保全委員会からの報告が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。質疑なしということでよろしいですか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第5号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第6号議案、町長の権限に属する事務の委任についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ただいま事務局より第6号議案について詳しく説明がございました。審議に入ります。質疑ございませんか。19番大友委員。

大友重善委員

19番大友です。質疑というわけではございませんが、この文章に書かれているとなかなか理解するのが難しいので、もう少しかみ砕いて言ってもらえると助かるのですけれども、これは農業委員会の事務局が農業委員会の任命を業務委託されたということですか。それとも町長部局がこれを

やるのか。その辺についてと、2番目の農業委員会委員の候補者選考委員会の組織及び運営に関する事、もう少しかみ砕いてお願いします。

議長

わかりやすく説明をしていただきたいということですので、事務局もう一回お願いします。

事務局

19番大友重善委員のご質問にお答えします。

委任される事務ですが、まず1つ目としましては農業委員会委員の任命に関する事です。ご承知のように農業委員会事務局が、任命に関する業務を携わるということです。これまでは選挙で選ばれた委員、あるいは団体から推薦された委員は町の総務課が担当していました。これが今回農業委員会に関する法律が変わり、町議会9月会議におきまして条例化されたことにより、この業務は農業委員会の事務局で執行した方がいいという町の意志が反映され、引き受けることとなりました。これまでも度々ありましたが、いわゆる事務委任の事です。引き受けた以上は、農業委員会の総会で審議しなければなりませんので、今月総会で議案の審議ということになりました。

2つ目は、選考委員会の関係です。この選考委員会も、農業委員会事務局が事務局を携わることとなり、選考委員会委員と一しょに委員候補者の選考に携わることになります。ただその場合、事務局は事務を遂行するだけですので、選考委員会委員から委員候補者の意見を求められても、一切答えないようにしたいと考えております。

以上でございます。

議長

改正に伴う委員の応募なり選考委員会の事務職等の一切を農業委員会の、本来ならば町長部局で行うべき種類のものでございますけれども、全て農業委員会の事務局で執行するよにとのことのようですので、そのようにご理解をいただければいいかなというふうに思います。

事務局

関連して、選考委員会委員についての承諾文書とかそういうものも出てきます。間もなく、11月1日から11月30日までの募集期間を迎えますので、それと並行して選考委員会も動き出すということになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

議長

19番大友委員、よろしいですか。

大友委員

はい、ありがとうございました。わかりました。

議長

そのほか質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようでございますので、質疑なしと認め、採決に入ります。
第6号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第6号議案、町長の権限に属する事務の委任については原案のとおり決定いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 6番

署名委員 7番